

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十一号

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「課長補佐」を「調整監」に改める。

別表備考2を削り、同表備考3を備考2とする。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。